

第一章 文部省の変質

はじめに・素朴な疑問

筆者が勤めていた大学の所管は厚生労働省である。もとは労働省であった。労働省とは労働者や労働に関しての業務を担当する省であった。このように、省庁の名称でその省庁が司っている業務内容の大要を予想できる。「名は体を表す」はずである。ところで、教育を司っている官庁は長年（一三〇年も）文部省だった。しかし、教育を司っている官庁が「文部」省という名称ではその業務を理解できないのではないか。

近年、文部科学省が教育を実施しているということを強烈に印象づけたのはかつて“太陽族”で世間を驚かせた石原慎太郎東京都知事であった。石原氏が「国旗」・「国歌」に關して「教育者として、國なり都なりが決めたルールつてもものは順守してもらわないと。

守るという」とそのものが教育になるんだからね。」と発言した（二〇〇四年三月26日）それである。国とは政府・文部科学省であることは明らかである。第3章に紹介するが『広辞苑』の「教育」の定義であれば石原氏の主張は正しいであろう。

しかし、その、教育を司る省が何故に「文部省」の名称で設立されたのかについての説明は文部省史にもなく、またこのことを解説した研究を寡聞にして知らない。

文部省の名称は明治4年の設立当初から、平成11年の文部科学省設置まで変化はなかつた。戦後の文部省を規定した昭和24年5月31日の「文部省設置法」は第4条「文部省の任務」の第1項に「教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。」のように定めている。上の設置法の規定はその後も大きな変化はなく、やはり文部省が何故「教育」を担当する省なのかは分からぬ。

また、文部省を Ministry of Education としていることは留学生だけでなく我々も理解できない。“Education”を「文部」と説明している辞書はないからである。逆にこの文部省の英語名は、「文部」が「教育」を意味していることを主張しているようである。しかし、一般的の国民にはなじみはなく、「文部省設置法」には規定されていない。この英語名をもって文部省は教育を実施する省だと主張するには根拠が弱い。さらに第5章で明らかにするが「教育」は“Education”ではないからである。

このような疑問は今日の我々だけではなく、明治の末期にもあった。つまり、文部省では意味が不明である、教育省とすべきである、との提言もあった。省庁の名称として「文部」とは何か、ということである。「文部」とは「教育」ではないはずであるからである。

そもそも「教育」を担当する省が何故に文部省なのであろうか。「教育省」、「教部省」であれば用語の上では納得できる。なぜ、文部省が教育を実施しているのだろうか。この疑問は簡単には解けない。

明治初期に文部省と同時期に設立された省で、名称に業務の組織を表した「部」が付く省は、文部省の他に民部省、兵部省、刑部省、工部省であった。それぞれ、その後に内務省、陸軍省・海軍省、司法省に、工部省は農商務省を経て商工省に再編されている。「名は体を表す」というように、文部省以外の省はどのような業務を司るのか想像がつく。しかし、「文部省の名は体を表さず」といわねばならない。にもかかわらず、文部省のみは省名の変更もなく教育を実施してきたのである。この文部省名に疑問が残ることには今国民に知られていない経過があったのである。

このように、「教育」と、長年にわたり教育を主管してきた文部省については重要な疑問が内在している。このことが、先に述べた今日の教育問題と関係があると推測される。しかし、既存の教育論ではこの問題を解くことができない。なぜなら、「教育」の概念と

文部省の捉え方は誤解であるといえるからである。誤解による教育論で今日の教育を整理できるはずはない。

教育を担当している官庁がなぜ文部省と称するようになったかの解説は今日の教育の混乱に関する重要な鍵を我々に示してくれるかも知れない。

1. 奈良時代の「文部省」は教育の官庁ではなかった

中島太郎は「文部省の名称が王朝時代の古制にならつたものであることはいうまでもない」と記している。文部省は明治になって初めて設立された訳ではなかったようだ。中島氏は上の記述よりも詳しく紹介していない。王朝時代とは何時のことであろうか。また、今日の文部省と同じような業務を実施していた官庁が王朝時代に有つたのであろうか。この点を調べてみよう。

『広辞苑』の第一版（昭和30年5月発行）は「文部省」の説明に、「淳仁天皇の時、一時、式部省を改めた称」と解説している。これは今日の第6版にも基本的に受け継がれている。ただ、業務は式典等を司っていたようで、明治以降の文部省とは異なる。先の中島氏の論述と同じことなのであろうか。

しかし、『広辞苑』も、他の国語辞典にも「文部省」はあっても、「文部」（モンブ）は

ない。「文部＝モンブ」の用語は文部省の略語としてはあるが、単独の言葉としては紹介されていないのである。つまり「文部＝モンブ」では日本語としての意味が無いことを示している。「広辞苑」の解説の「文部省」はそれを「モンブショウ」と呼んでいたのかが疑問となる。

「文部省」の言葉の意味を探るために、「文」の文字に注目しよう。「文＝モン」の意味は『広辞苑』（第6版）によれば、「①模様。あや。紋。『唐草』」②字。字で書いたもの。また、呪文じゅもん・経文きょうもんの略。（例略）③銭ぜにを数える語。江戸時代には、寛永通宝一枚を一文とした。④（もと、一文銭を並べて数えたところから）足袋の底の長さを計るのにいう語。転じて、靴のサイズを示すのにも用いた。一文は約一・四センチメートル。「十と一半」としている。これでは文部省の名称にはつながらない。

なお、「文」の文字を連ねた熟語は多い。しかし、その多くは「ブン」と読む熟語である。これを「モン」と読む熟語は多くなく、「文句」、「文言」、「文書」、「文字」、「文盲」、「文様」、「斑文」、「経文」、「祭文」、「人文」、「天文」等である。そして単位としての「文」がある。なお、これらの「モン」と読む熟語も「ブン」の読み方が有ることに気づく。「文部」もその一つである。

ところで、「文部」（モンブ）はないが、「文部」（ブンブ）の解説はある。『日本国語大

辞典』によると、「文部」（ブンブ）とは、唐の時代（七五二年）にそれまでの「吏部」を改称した官庁だったが、5年後にはまた元の吏部に復称している。「吏部」とは文官の選任、勲階・懲戒などを扱った官庁であった。つまり、官僚としての文官を司る官庁だったために文部とつけたことが分かる。

中国の「吏部」に似た業務を司っていたわが国の「式部省」も、唐が改称した直後の奈良時代（七五八年）に「文部省」に改称したが、唐と同様に6年後には元に戻している。日本の「式部省」とは文字通り儀式や人事を司る役所であった。

このように、文部を「ブンブ」という読み方は中国語のようである。つまり、わが国で明治以降に用いている二度目の文部省の「文部＝モンブ」の読み法と意味は中国での「文部＝ブンブ」の用法とは異なることが分かる。「文部＝モンブ」には日本的な読みと意味が込められており、わが国独特的の用法であることが分かる。このことから、中島氏の「文部省の名称が王朝時代の古制にならったものである」という指摘は、文字としての「文部省」は同じであつたが、その業務の内容の面からは当然、その呼称の面からいっても誤りであることがわかる。

それでは日本の「モンブ」の文部省はどのように設立されたのであろうか。

2. 「教部省」は使えなかつた

教育に関する省であれば教部省あろうが、何故に文部省なのだろうか。このことを解明するため、文部省が設置された前後の中央官庁の設立・再編の経緯を簡単に整理してみたのが次の表である。

文部省設立の経緯（新暦で記す）

明治2年8月15日	「政府官制」交付。神祇官、太政官、民部省、大蔵省、兵部省、刑部省、宮内省、外務省の2官6省。
明治3年1月18日	昌平学校を中心、「 <u>大学校</u> 」を設立。開成・医学校を大学分局として、高等教育と教育行政を担う。
明治3年1月18日	大学校を「 <u>大学</u> 」、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と改称。
12月12日	工部省設置。
明治4年8月24日	刑部省を司法省に改革。
8月29日	廃藩置県の実施。
9月2日	大学を廃止し、 <u>文部省</u> 設置。
9月22日	神祇官を神祇省に改革。
明治5年4月21日	神祇省を <u>教部省</u> に改革。
明治6年9月5日	「学制」頒布。
明治6年11月10日	民部省を内務省に改革。

明治8年12月28日	文部省の業務を「教育ノ事務ヲ管理スル所」とする。
明治10年1月11日	教部省を廃止し、内務省に合併、社寺局となる <small>(註)</small> 。
明治12年9月29日	「学制」を廃し、「教育令」を公布。

（注）岩波書店『近代日本総合年表』で、明治5年11月25日に教部省を文部省に合併したとするのは、平成一三年に実施された省庁合併と同じと見ると誤りである。その日は両省の庁舎を同じ建物にしただけであった。

表を見ると、文部省の設置にはいくつかの特徴があることに気付く。第一は、他の省庁より2年遅れて設置されたことである。中央の省庁としては最初は考えられていず、「大学校」でその業務を実施させようとしていたことである。このことは江戸時代までの寺子屋や藩校の学習活動が根付いて継続されていたことを予想させる。その藩校等の運営については第2章で詳述するが、当然ながら地方の藩に任せていた。

第二は、文部省設置の前に、刑部省が司法省に改革されたように、「部」を廃して省庁名を業務の用語に転換していたことである。このことは業務の用語を用いて「教育省」でも良かったことを示している。しかし、実際には「部」を用いた「文部省」が成立されたのである。

第三は、第二の続きとして、「部」を用いるのであれば「教部省」であるべきと思われるのに「教部」は用いられず「文部省」であった。このことは、略年表のように文部省設置の翌年に神祇省を改称して「教部省」の設置が予定されていたように使えなかつたことが分かる。「教」は宗教の意味を表すことが本来の意味だったからである。

例えば、『日本国語大辞典』（小学館）では「おしえる【教・訓】」として「①行動や身の処し方などについて注意を与えて導く。いましめる。さとす。②知っている事や自分の気持ち、要求などを他の人に告げ知らせる。③知識、技芸などを身につけるようにさせる。教授する。⋮」のように古い順に事例を紹介している。このように知識を「教える」という意味は新しい使用法なのである。

第四に、明治初期の省庁の名称は、「部」を付した名称であっても「文部省」を除けばいずれもその業務の内容について想像が付くことである。しかし、「文部」のみは意味不明であることだ。当時の人々は文部省の役割をその名称から理解していたのであろうか。我々の関心は第三と第四の疑問になる。「教部」を使えないとしても何故に意味の分からぬ「文部」なのだろうか。この疑問の解明のためには、教えること＝「教授」、または学ぶこと＝「学習」の用語を見ておかねばならない。

3. 「学問」のために設立した文部省

政治体制の変更により新たな政府が望む臣民統括のための教育制度を確立することは重要な課題である。明治政府がそのために文部省を設立するのは必然であった。

ところで、一八七一（明治4）年に文部省が設置される以前の教育＝学習機関としては次の四種であろう。

第一は地方の藩が運営していた藩校である。第二に藩校の他にも藩が設立した庶民のための「郷学」がある。この中には明治になつて設立されたのもある。第三は庶民が必要に応じて学んでいた寺子屋である。そして第四は学問を志した者に開いていた私塾である。これらが、明治政府の樹立後も存在していたことが予想される。即ち、明治政府樹立直後も未だ地方では旧藩が存在していたからである。（これらの他に、幕府の昌平坂学問所、貴族の学習院があつた。）

寺子屋と私塾は私営である。藩校と郷学は藩の運営、つまり公営である。従つて明治四年に廢藩置県が実施されると、必然的に藩校と郷学の運営が問題となることが予想される。この問題と文部省の設立には大きな関係が有るようだ。文部省の設置は既存の藩校等の閉鎖に伴う対処の問題でもあったのである。その一端を窺える資料として、次のような文部省設置の布達がある。

明治四年九月（日欠）文部省布達無號

從來藩費ヲ以諸學為修行東京其外へ差出候生徒今般
廢藩被仰出候ニ付為引取候モ有之哉ニ相聞甚不都合ノ
至二候元來學問之儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事ニ付
角勉勵罷在候生徒空敷為引拂候而ハ進歩之妨ニモ可相
成就テ者追テ一定ノ學制モ行可相成候得共夫レ迄ノ處
ハ先從前之通相心得修業為致候様乍去廢藩前ヨリ引続
學為致置候分者姓名取調可差出右以後差出候節ハ窺之
上可取計事（傍点引用者注）

この文部省設立の布達から、廢藩により藩費で
学んでいた生徒と藩校が問題になることを危惧し
ていることが読み取れる。そこでは「元來學問之
儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事」として、人民に
學問の必要性を述べ、そのために文部省を設立し

たとしている。

次章で紹介する「學制」では、「全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」としていたよう
やはり「學」のための施策だったのである。

また、本書との関係で注目したいのはこの布達には「教育」の文字が使用されていない
ことである。つまり、文部省設立の当初の政策目的に「教育」は考えられていなかったの
である。文部省が人民に与えるべき役割は「學問」だという認識であったことが分かる。
學問のための文部省であることを誰もが自然に理解していたことが分かる。

4. 「文部」採用の意味

それでは「學問」の意味を調べてみよう。『広辞苑』は次のように説明している。

がく・もん【學問・學文】①(学門とも書いた)勉学すること。武芸などに對して、学芸を修め
ること。また、そうして得られた知識。枕三三「さては古今の歌二十巻をみなうかべさせ給ふ
を御一にはせさせ給へ」。「一のある人」②(science(s))一定の理論に基づいて体系化された知
識と方法。哲学・史学・文学・社会科学・自然科学などの総称。学。

また、『日本国語大辞典』は次のように説明している（例示は略す）。



明治5年ごろの文部省（東京大手町）

がく・もん【学問・学文】「名」①(一する)武芸などに對し、漢詩文、仏典、和歌など、廣く学芸一般について學習し、体得すること。ものまなび。もと、男子のする漢学や仏典の学についていたが、のち、和歌、和文についてもいうようになった。(中略)②(一する)先生についたりまた、書物を読むことなどによつて学芸を身につけること。また、その習得した知識。学識。(中略)③一定の原理に従つて、体系的に組織化された知識や方法。哲学、文学、科学など。学。(中略)

補注中世から近世にかけて「学文」と書くことが多い。

いずれの辞典も「がくもん」について「学問」と並べて「学文」を記していることが注目される。『日本国語大辞典』に記してある②の例示の一つとして一八七三(明治6)年的小学読本に「人は、六七歳に至れば、皆小学校に入りて、一般の学文を習うべし」を紹介している(傍点引用者)。また、一八七三(明治6)年の「小学校教員心得」においては「凡教師タル者ハ学文算筆ヲ教フルノミニ非ス」としているように、先に紹介した「文學萬代の寶」と同様な語彙の使い方であることが分かる。特に「補注」の「中世から近世にかけて「学文」と書くことが多い。」という解説は明快である。このように、「学制」

公布以後にも政府は「学文」を使用していたのである。

以上のように「学問」、「学文」そして「文学」は近代になつてもほぼ同義語としてわが国では使用されていたことが分かる。「文部省」という名称がこの「学問」に由来することが予想される。

つまり、文部省は「学文」(学問)を担当する省庁であるため「学文省」または「学問省」だったはずである。「部」を用いるとすると「文部省」または「問部省」である。語句としては「文部」の方が好ましいということで「文部省」と命名したと思われる。

次章にて詳述するが、今日の「学校教育法」に当たる「学制」を明治5年に政府・文部省は公布した。「学制」では学費の負担を人民に義務化していたため、庶民はこれに反対し「学校焼き討ち」事件を起こした。そのような学校へ反発していた庶民にも「学問」の用語が次第に定着したのである。

ちなみに、文部省の部局は創立当初から「教育」の名称を用いず「学務」を用いていた。課名に「教育」を最初に用いたのは一九二四(大正13)年の普通学務局「社会教育課」と実業学務局の課であった。しかし、学校の主務を司っていたのは普通学務局「学務課」であり未だ「教育」は使用していなかった。さらに、局名で「教育」を最初に使用したのは昭和4年の社会教育局である。この時、普通学務局の普通学務課は未だ存続していたので

あつた。このように、文部省の名称は、部局の名称とも符合するのである。その社会教育局を用いた意図を、岩波『近代日本総合年表』では「思想対策を強化」と紹介しているよう、「教育」には特別な意味が込められていたといえよう。

5. 「教育」の省に変質した文部省

設立当初の文部省の意味は、「教育」の実施ではなく、一般的な「学文」の実施であつたため、当時は文部省の名の由来に疑問を持つ者はいなかつたのであろう。

しかし今日、文部省の業務は設立当初からあたかも「教育」の実施であつたように文部省等の編による文部省史だけでなく、教育研究者でも記しているが、既に明らかに、明治期当初の文部省の設立意図は人民への教育ではなく学問の実施であつた。それでは、文部省はどうにして学問とは異なつた「教育」の省へ変質していったのであろうか。文部省の業務が教育であることを国内に布達したのは設立4年後の明治8年末である。それは、12月28日太政官布達第二百十七號によつて、院省使廠府縣宛に指示された。その中で、「文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所」とし、文部卿の職務を「本省ノ官員ヲ統率シ省中ノ事務ヲ總理シ全國教育ノ事ヲ掌ル」とこととして、初めて教育の業務を司ることを明確にしたのである。このように「教育」の用語が文部省の業務と関連づけられたのは

明治8年末になつてからなのである。

文部省の業務をその設立当初から「教育」の実施だとする捉え方は重要な誤解であることが分かる。教育学研究者の著書もこの誤解による解説が少なくない。例えば、「文部省創設」の説明で、「文部省は教育……にかかる中央行政機関。廢藩置県にともなう行政制度の改編により、…新設。」されたとしていることは誤解に基づいていることが分かる。このように、文部省の業務については日本人は完全に呪縛されているのである。

文部省の業務の方針が「学問」から「教育」へ変わつたとしてもそれは官庁の内部のことであり、一般庶民には関係のないことであつた。つまり、庶民には江戸時代から使い慣れ、最初の「学制」でも「學問」が推奨されていたのであり、勉学する事は「学問」だったのである。

「学問」が庶民に定着していたことは、二葉亭四迷の『浮雲』によく表れている。教育を受けていないお勢さんの母親が、お勢さんと結ばれようとしていた大学を卒業しても失業した文三について「フム學問學問とお言いだけれども、立身出世すればこそ學問だ。」とお勢さんに言つた陰口に表れている。初版が出たのは一八八七（明治20）年であった。つまり、一般社会では明治の半ばになつても「教育」ではなく「学問」が使われていたことが分かる。

「学制」に変え、「教育令」を公布したのは一八七九（明治12）年であり、「学問」と同時に「教育」の使用が増えたことが予想される。この頃より社会でも「学問」と「教育」の用語が混同して用いられていたことであろう。「浮雲」でも教育を受けていたお勢さんの台詞には「教育」が出てくるのである。

「教育」と「学問」との分離を打ち出したのは、初代文部大臣（明治18～22年）の森有礼であった。森は第三次の「教育令」（一八八五〔明治18〕年）を公布した時、それまでの「学問」と「教育」の使い分けのあいまいさを戒めたのである。つまり、国家が臣民に要求する教育と学問の種類と程度のあり方と同時に、逆に臣民が自分のためにする学問に対する行うあり方について検討を始めたのである。同時に森をはじめとする文部省は、今日では一般的な慣習や行事となっている体操、学生服の着用、運動会、修学旅行等を集團意識の強化のために奨励したことが思い起こされる。

文部省は「学問」を忌避して「教育」へ転換したのである。次章で紹介する「学制序文」で強調していた「学問の義務」から、「教育の義務」への転換であった。このことと、これに先立つ一八八一（明治14）年に大隈重信等の進歩派が政府から迫られた政変と関係がないとは思えない。

最初に見たように、一八七七（明治10）年には教部省は既に内務省に併合されていたた

め、森が行おうとしていた改革の時点では「教部省」の名称を使えたはずである。しかし、文部省の名称を変更しなかった。明らかに老舗の看板を温存して、中身の改革を進めたのである。「学文の省」から「教育の省」への転換であった。つまり、「教育」を推進することにより「文部」という文字は実態を表さない看板となつたのである。

このような改革について、森が思った「希望」と諸政策の「企望」が、今日にどのように反映され、それを如何に評価すべきかが我々に問われているのである。それは森の評価が立場と視点によって揺れるように困難な事なのかもしれない。

なお、太政官制度から内閣制度に転換した一八八五（明治18）年にも、文部省名の変更の可能性があつたが、やはり実施されなかつた。そして、翌明治19年、勅令第2号により「各省官制」が発せられ、その「文部省」の第一条で「文部大臣ハ教育学問ニ関スル事務ヲ管理ス」と規定し、「学問」を省務の一部として挿入した。しかし、この時の「学問」は近世から使用されていた「学問＝学文」ではなく、今日の学問に統く学術研究の意味として用いたことは明らかである。このことは日本教育史において、一八八〇年代半ばの帝国大学成立までの段階で学術行政の主導権は文部省が基本的に掌握することになつて決着した、と整理されていることからもあきらかである。

さらに、初代の文部大臣になつた森有礼が「教育」と「学問」の区別を指示したことを行

考えると、明治初期の「学問」とこの時の「学問」が異なった概念であったことは疑いのないことである。

ただ、「学問」と「学文」が同意だということを認識していた人にとっては文部省でもおかしくなくなつたと思ったかもしれないが、一般の庶民には関係のないことであつたらう。つまり、上のように内閣制度への移行の時も業務の拡大が進められたが、文部省名が温存されても疑問に思われなかつたのである。

森有礼の指示を受け、次第に「教育」が使用され、明治20年代の後半になるとその内容が強化・強制されると、第5章で詳述するように、人民の理解に「文部省」の名称に疑問が生じるのは自然であつた。次第にその疑問は研究者からも出されたのである。

文部省名に対する批判は、文部省が関係者の期待に応えない弱小の省であり、それでは廃止した方がましだ、という意見のように強化された。そのような論は明治20年末に始まつた。例えば『教育時論』第41号、明治29年11月15日の社説「文部省」では、「斯かる文部省の存せんよりは、或は有力なる一省に、教育局を置きて、以て教育の為め、円滑なる運転をなすべき機関たらしむるの、勝れるに若かず。」と述べていた。

そして『教育時論』第464号（明治31年3月5日）は「現文部省の存廢如何」において、弱小の文部省では「一省として特設せらるゝ価値は、実にこれなきものと曰ふべし。……

吾等はは帝国教育の振興上、有為有力なる、眞の文部省を要すと雖も、斯かる裝飾的文部省は、其の存するが為め、却りて教育の阻碍となるが故に、寧ろ之を廃止して、内務省に、教育局を置くの、却りて教育行政の挙がるべきを信ず。」と論じた。

上のようない文部省廃止論は世論の支持を得て、ますます広まる状況であつた。これに対し、帝国教育会が文部省廃止論への反対意見を提出した。そして、文部省廃止反対同志会を組織し、明治36年9月15日に一千名近くの集会を開催した。この集会では大隈重信が次のようない演説を行つた（『教育時論』、第464号）。

教育は開国進取、世界萬國と文明を競ふ、學術に於ても道徳に於ても文学に於ても美術に於ても富に於ても世界の先進国と競爭しやうといふ基を擱える、さう云う人間を擱えやう、……は何も行政自らが教育する訳では無いが、一つの行政が無ければ國家的国民的の教育はどうしてやるか、統一するものが無くて行けるか私は断じていけない、……感情から言えば廃すべし道理から言えば廃すべからず、それのみならず国家の現状から今日の世界に対する日本の地位から最も必要である。

この大隈の演説を契機に文部省廃止論は公の論調からは影をひそめた。

ここで、大隈の論は次章で紹介する「学制」を制定した時の論とは大きく異なり、「学問」は全く使われず、「教育」が強調されていることが分かる。そして、文部省は教育を

実施することが当然のこととなつてゐることが分かる。教育の役割としては「世界の先進国と競争しやうといふ基を捨てる、さう云う人間を育てるためと強調している。明治初期に文部省を設立し、「学制」の制定を推進した大隈たちも、また、国民も明治30年代になると、「学問」ではなく「教育」に期待していいたことを示している。つまり、教育観がこの頃にはわが国に定着していいたことを示している。

しかし、文部省に対する批判はこの後も底流にあつた。文部省が廢止できないのであれば「文部」の意味が不明であり、「教育」をきちんと実施していないのではないか、という批判になる。この立場から大正期には省名を改称すべきとの非難がでた。例えば、大正10年の原敬首相暗殺を追悼して三浦藤作は「反省すべき日本帝国の欠点」として次のように述べている（『帝国教育』大正10年12月）。

文部省無能論が出たことなどはいく度かある。……文部省の威信と云うものは、今日全然地に墜ちて居る。……文化的国家の建設には、教育の進歩、学術の普及、産業の発達等を政策の中心とせねばならぬ。……理想的に云えども、文部省など云わず、教育省、宗教省其の他の各省を独立せしむべきものである。

右の文部省の改革案は単に省名の改称だけでなく、省の拡大、強化策であつたのである。このように、大正時代になると「教育」が知識人にも完全に定着していいたことを物語つて

いたといえよう。このような主張が大正デモクラシーの時代に出されたことは、教育問題の複雑さを想像させるのである。

6. 戦後改革では改称にいたらなかつた

以上のような「文部省」についての疑問が今日提起されていないことは、その変質を国民が生を受けた時から疑わないように教育されているからである。

ただ、今日の我々は考えてみると疑問に思うが、明治初期の文部省が設立された頃の人々は、「学文」を推進する文部省として理解していたはずであり、疑問は無かつたことが予想される。つまり、文部省の名称の“いわれ”を特に論ずることはなかつたことが推測できるのである。

しかし、以上に明らかにしたように、明治も後半になると実質的に文部省は設立当初の目的とは全く異なつた行政を担つていた。その名称を平成の省庁再編後も引き継いでいる今日の文部科学省は「文部」の用語を守るのであれば、初志に返り、学問＝学習を奨励する省になるべきであろう。一方、国民は「文部」の意味を正しく政策化すべきことを求めるべきではなかろうか。

ところで、「文部省」名については戦後改革の時点でも問題になつたのであつた。戦後

の意見は先の三浦案のような文部省強化策ではなかつたのは当然である。以下に鈴木英一氏の著書より簡単に紹介しよう。

戦後改革の必要性は戦前の「文部省が、国民思想の統制機関たる役割を果たしたこと」は疑いようがないからであつた。そのため、文部省廃止論をはじめとして、様々な改革案が出されたのは当然であつた。教育刷新委員会に出された文部省改革案では「従前の文部省は、教育省たる感が深く、学芸に関する事務はともすると軽視される形とな」つていたと述べられていた。その改革すべき名称としては文化省、文事省、文教省、芸文省、学芸省等が提示されていた。

案の学芸省は固有の意味が理解できる名称である。しかし、その他の名称は文部省の名称を引き継いでおり、戦後の民主化を求めていた意図が読み取れるのかが不明である。このなかで、やはり学芸省が文部省に変わる名称に望ましいとして検討された。

ちなみに、戦後の教員養成大学は学芸大学と称していたが、いつの間にか学芸大学は東京に一校残るのみとなり全て教育大学となつた。東京学芸大学が残つたのは、東京教育大学（現筑波大学）が有つたために改称できなかつたにすぎない。「教育」への回帰が進んでいる一端である。

当時の政治の混乱も手伝い、文部省改革は「根本的改革を要する多くの事項を後日の解

決に委ね」られたのである。その後、文部省の改称問題が重要な教育課題にはならず、省名は旧態のまま変更されることがなかつた。そして、今日、まさに文部省は三浦が求めた「教育省」の如く「国民思想の統制機関」となつているのではなかろうか。

戦争末期と戦後では比較にならないので、昭和13年段階と昭和27年段階を比べると、戦前の省庁の名称を戦後も引き継いだのは外務省、大蔵省、司法省、厚生省、および文部省であった。他の省は変更すべき重大な理由も無かつたであろうが、文部省がそのまま残つたことは「文部省が、国民思想の統制機関たる役割を果たした」という反省は何時しか忘れられたのであろうか。

「文部省」の名が国民レベルで戦後も反対が起きなかつたことには、文化的香りをそれに求めていたからであろう。例えばドイツにおける州の教育担当省がこの「文化省」(Die Kultur Ministerium)を使用しているということのようである。

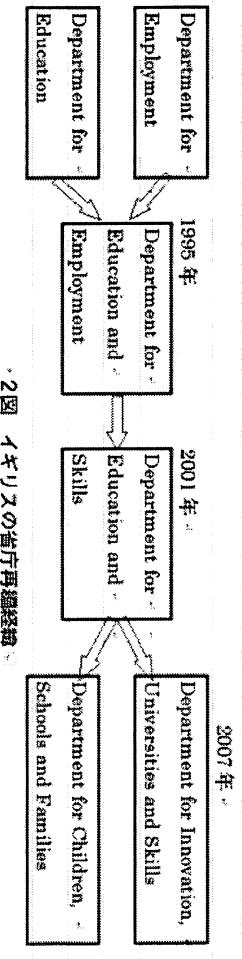
坂本、山本氏等も、徳富蘇峰、美濃部達吉、家永三郎、羽仁五郎、そして山住正二氏が文部省廃止論を展開していることを紹介している。坂本氏らもそれを引き継ぎ、「文部省は必要か」と問うていて。しかし、いざれも「教育」を否定をしない論であり、それでは結果的に為政者による統制が残る。文部省の廃止ではなく、「教育」を忌避し、文部（科学）省にはその名の通りに本来の「文部」の意味を施行して貰うべきであろう。

いずれにしろ、わが国の文部省は戦後になるとますます働く人々、働く人々の能力開発については論じないという世界の動向からはかけ離れた、極めて独特な狭い「教育」觀へと進んできた。例えば、イギリスではブレア首相は次の図のように一九九五年に従来の雇用省と教育科学省を統合して、教育雇用省とした。わが国で平成十一年に行われた省庁再編の際、文部省と労働省を統合するという発想は全く無く、そのような構想が出たら理解できない者が多かったであろう。しかし第4章で紹介するように、「Education」は「能力開発」と考えれば理解できる。「能力」には職業能力も入るからである。イギリスが学歴資格と職業資格とを統合し、国家資格制度・GNVQ(General National Vocational Qualification)を整備しているのはこののような背景があるのである。

さらに二〇〇一年には教育職業技能省に改称した。そしてGNVQを発展させてキースキル(Key Skills)とNVQ、そして技術証書(Technical Certificates)の三つの資格の連携化を図っている。一方では職業人の養成として「現代徒弟制度」等の教育訓練体系を整備している。このような再編により、新たな資格制度と教育訓練制度を関係づけた人材養成システムを確立するための政策を追求している。

その後、ブラウン首相が二〇〇七年に年齢段階で一分したが、元の組織に戻ったのでは

なことは明らかである。なお、二〇〇一年の月に名称をビジネス技能革新・職業技能省(Department for Business Innovation & Skills)と教育省(Department for Education)に変更している。「大学」が省庁の名称から無くなつても、大学での教育訓練が営まれないわけではなかろう。今日の新たな教育省が一九九四年以前の教育省と同じではないことも明らかであろう。



2図 イギリスの省庁再編経緯

わが国の民主党政権が導入を検討している資格の「段級制」はこのイギリスを見倣おうとしているが、表面的な方法論だけの導入では、ただ、混乱をもたらすだけに終わるのではなかろうか。何故なら、イギリス省庁再編の意味は、第3章の"Education"が「教育」では無い事を考えないと思われるからである。そして、学歴ではない職業資格という職業能力を評価する社会になつてゐるからである。今日のような「教

育」観と文部科学省の行政ではイギリスのような本質的な職業資格の社会への再編はわが国では到底不可能なのではなかろうか。民主党政権が華々しく行った事業仕分けで、職業に関する政策が次々に廃止・縮小されていることとは、「段級制」の理念とは反していると危惧するのは筆者のみであろうか。

そのような教育を文部科学省は学校で行うよう指導・監督している。その教育を子ども達、若者が受けている学校とはどのような経過を経て今日に至ったのかを次に見てみよう。

(第1章参考文献)

- ・田中萬年「『文部省』の意味と変質」、『職業能力開発総合大学校紀要第34号B』、2004年3月。
- ・中島太郎『近代日本教育制度史』、岩崎書店、昭和41年5月。
- ・教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(第1巻)、昭和39年重版、教育資料調査会。
- ・二葉亭四迷『浮雲』、岩波文庫。
- ・文部省編『学制百年史』、ぎょうせい、昭和47年。
- ・木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福音出版、1986年。
- ・鈴木英一『教育行政』、東京大学出版会、1970年。
- ・坂本秀夫・山本廣三『文部省の研究』、三一書房、1992年。
- ・平沼高・佐々木英一・田中萬年編著『熟練工養成の国際比較』、ミネルヴァ書房、2007年。
- ・平沼高・新井吾朗編著『大学だけじゃないもう一つのキャリア形成』、職業訓練教材研究会、2008年。
- ・田中萬年「これからの中業訓練のあり方」、『エルダー』2010年3月号。
- ・小原哲郎「ドイツの職業訓練制度と企業の役割」、『エルダー』2010年9月号。
- ・谷口雄治「職業資格枠組みによるイギリスの職業訓練政策の展開」、『エルダー』2010年8月号。